

# 付 小規模事業所（事業所規模 1～4 人）の賃金及び労働時間

（令和 3 年特別調査結果）

## 毎月勤労統計調査特別調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、埼玉県における小規模事業所（常用労働者数 1～4 人）の常用労働者の賃金及び労働時間等の状況を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

### 2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の 16 大分類に属し、かつ、令和 3 年 7 月 31 日現在、1～4 人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行った。